

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1524号)

平成30年9月20日

横情審答申第1524号

平成30年9月20日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成29年7月24日建法第121号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「現行法規総覧（建築基準法）」及び「例規集（横浜市建築審査会条例）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「「現行法規総覧（建築基準法）」及び「例規集（横浜市建築審査会条例）」」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「建設局全課及び横浜市建築審査会の所掌事務（担当職員  
の分担表まで含む）に関する一切の文書」の開示請求（以下「本件開示請求」とい  
う。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が行った開示等決定のうち、  
「横浜市建築審査会の所掌事務に関する文書」に該当する文書として、「現行法規総  
覧（建築基準法）及び例規集（横浜市建築審査会条例）」（以下「本件審査請求文書」  
という。）を特定して平成29年5月31日付で行った非開示決定（以下「本件処分」と  
いう。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12  
年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第17条第3項に該当する  
ため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 情報公開条例第17条第3項では、「この条例の規定は、市立図書館その他これに  
類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又  
は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。」と規定している。
- (2) 本件開示請求における請求内容は、「横浜市建築審査会の所掌事務に関する文書」  
であるが、横浜市建築審査会の所掌事務は、建築基準法（昭和25年法律第201号。  
以下「法」という。）及び横浜市建築審査会条例（昭和26年10月横浜市条例第52号。  
以下「建築審査会条例」という。）に規定されている。そして、法は「現行法規総  
覧」に、建築審査会条例は「例規集」にそれぞれ掲載されているところ、いずれも  
市民情報センターにおいて、市民の利用に供することを目的として保存している  
「図書」又は「刊行物」に該当し、情報公開条例が適用されないことから、情報公  
開条例第17条第3項に基づき、非開示とした。
- (3) なお、審査請求人は、「審査請求の趣旨どおりの文書を全て開示することを求め  
る」と主張するが、横浜市建築審査会の所掌事務は、法及び建築審査会条例に規定

されており、これらとは別に所掌事務を定める必要がないことから、文書を作成していない。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

本件処分を取り消し、平成29年5月11日付開示請求書のとおり文書を全て開示せよ。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 横浜市建築審査会の事務について

建築審査会は、法第43条第1項ただし書等の同意及び第94条第1項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、法の施行に関する重要事項を調査審議させるために、法第78条第1項で建築主事を置く市町村及び都道府県に置くこととされている。

横浜市では、建築審査会は、建築審査会条例により設置され、法に規定するものを除くほか、建築審査会の組織、議事並びに委員の任期及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、建築審査会条例で規定されている。

##### (2) 本件審査請求文書について

審査請求人は、本件に係る開示請求書に「建設局全課及び横浜市建築審査会の所掌事務（担当職員の分担表まで含む）に関する一切の文書」と記載し、開示請求を行っている。

本件審査請求は、実施機関が開示請求された文書のうち、「横浜市建築審査会の所掌事務に関する文書」に該当する文書として、「現行法規総覧（第一法規株式会社 衆議院法制局・参議院法制局 編集）及び横浜市例規集（横浜市総務局 編集）」を特定し非開示とした決定に対して行われたものである。

審査請求人は、本件開示請求以前に、本件開示請求と同じ「横浜市建築審査会の所掌事務に関する文書」に該当する文書の開示請求を行っており、これに対して実施機関は本件審査請求文書と同一の文書を特定して本件処分と同一の理由による非開示決定（以下「先行処分」という。）を行った。審査請求人は先行処分についても審査請求を行っており、当審査会は、平成30年3月15日の横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1496号（以下「先例答申」という。）で先行処分の妥当性に

ついて判断している。

(3) 本件審査請求文書の特定及び情報公開条例第17条第3項の適用について

先例答申においては、実施機関が法及び建築審査会条例を建築審査会の所掌事務を規定したものであると判断してこれらを掲載している現行法規総覧及び横浜市例規集を対象行政文書として特定したことに誤りはなく、また、本件審査請求文書は、市民情報センターに配架されているため、情報公開条例第17条第3項に規定する図書等に該当すると判断している。

現時点においても、本件審査請求文書は市民情報センターに配架されており、法令改正等の先例答申における判断を覆すような事情の変化も認められないことから、実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定して情報公開条例第17条第3項に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年7月24日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年8月25日 (第320回第二部会) 平成29年9月7日 (第219回第三部会) 平成29年9月26日 (第307回第一部会)	・諮問の報告
平成30年6月7日 (第235回第三部会)	・審議
平成30年6月21日 (第236回第三部会)	・審議
平成30年8月23日 (第238回第三部会)	・審議